

## SECURITY ACTION ロゴマーク使用規約（普及賛同企業等）

平成 29 年 4 月 28 日制定

平成 29 年 7 月 18 日一部改定

平成 30 年 7 月 3 日一部改定

令和 5 年 3 月 1 日一部改定

令和 8 年 4 月 1 日一部改定

### 1. 目的

本規約は、独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）セキュリティセンターが実施する、事業者自らが情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度「SECURITY ACTION」の趣旨に賛同し、当該制度の普及促進に協力する企業及び団体等（以下「普及賛同企業等」という。）が、当該制度の普及促進のために「SECURITY ACTION ロゴマーク」（以下「ロゴマーク」という。）を使用するに際して適用される事項を定めるものです。

### 2. ロゴマークの種類

本規約に基づいて普及賛同企業等が使用し得るロゴマークは、以下の 3 種類とします。

- 普及賛同企業等ロゴマーク

「SECURITY ACTION」制度の趣旨に賛同し、当該制度の普及促進に協力する普及賛同企業等であることを示すものです。

- 一つ星（サンプル）

「SECURITY ACTION」制度の下で、中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン付録の「情報セキュリティ 6 か条」に取り組むことを宣言した事業者であることを示すロゴマークに、「サンプル」の語を付記したマークです。

- 二つ星（サンプル）

「SECURITY ACTION」制度の下で、中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン付録の「5分で行える！情報セキュリティ自社診断」で自社の状況を把握したうえで、情報セキュリティ基本方針を定め外部に公開したことを宣言した事業者であることを示すロゴマークに、「サンプル」の語を付記したマークです。

### 3. 事務局

ロゴマークの運用に係る事務局（以下「事務局」という。）を、IPA セキュリティセンター内におきます。

### 4. ロゴマークの使用

(1) 「SECURITY ACTION」の制度趣旨に賛同し、その推進・普及のための積極的な取り組みを実施している、又はこれに着手する普及賛同企業等は、その取り組みの実施に必要な範囲で、本規約が定めるところに従って、普及賛同企業等ロゴマークをポスター、パンフレット、名刺、ウェブサイト等に、又は一つ星（サンプル）及び二つ星（サンプル）を SECURITY ACTION 制度の紹介において使用する文書、スライド等に無償で使用することができます。

- (2) ロゴマークの使用は、判読可能な範囲内で単純に拡大・縮小する態様での使用に限ります。縦横の比率を変更しての拡大縮小、規定以外のカラーの使用、回転・変形等、或いは一部分を隠したり他のマーク等と結合したりする等シンボルマークとしての統一性・独立性を損なう恐れのある加工・変更をしないでください。ロゴマークは、「SECURITY ACTION ロゴマーク使用ガイドライン」に従い使用してください。
- (3) 各ロゴマーク（その構成要素のうち「サンプル」の付記部分を除く）は、IPA の商標（平成 29 年 1 月 31 日付けで各登録申請済み）です。

## 5. 使用手続等

- (1) ロゴマークの使用希望者は、あらかじめ事務局所定の「SECURITY ACTION ロゴマーク使用申込書(普及賛同企業等)」に必要事項を記入し、事務局に提出してください。
- (2) 事務局が申込書の内容を確認して、不備のない申込として受理した旨を文書で通知することにより、ロゴマークを右通知文書において使用開始日として指定された日から使用することができます。
- (3) 申込書に記入された情報（事業者名、業種、所在地等）は、IPA のウェブサイトにも普及賛同企業等リストにおいて公開します。
- (4) ロゴマークのダウンロードの方法その他、ロゴマークの使用開始に際して事務局が開示した情報は、本ロゴマークの適正な運用のための重要な情報ですので、他人に開示・漏洩等しないで下さい。
- (5) ロゴマークの使用者が、本規約に違反した場合、又はその強い疑いがあり、「SECURITY ACTION」の制度に対する社会的信頼保持等の観点からの事務局からの是正指示に応じない場合、事務局は、上記（2）によるその使用許可を取り消すことがあります。
- (6) 申込書の提出を受けた後またはロゴマークの使用を開始した後、取組状況の報告を求める場合があります。

## 6. 禁止事項

以下の場合にはロゴマークを使用することはできません。

- (1) 主として、特定の政治、思想、宗教、募金等の活動と結び付けて使用する場合
- (2) 法令、公序良俗、健全な社会通念に反すると認められるような方法で使用する場合
- (3) 企業・団体等が提供する特定の商品やサービスの品質・安全性を担保又は証明するような使用若しくは保証すると誤認させるような使用をする場合
- (4) 不当利益をあげることを目的とするような使用となる場合
- (5) 申込書への不実記載または事実の不記載、その他虚偽の申し出等をした場合
- (6) 自らが第 2 項に示す一つ星または二つ星に係る情報セキュリティ対策への取組みを実施する企業・団体等であると誤認させるような使用をする場合
- (7) 「SECURITY ACTION」の制度趣旨に反し、または IPA 或いは他人の正当な法的利益を侵害する言動がある場合

## 7. 反社会的勢力排除に関する誓約

ロゴマーク使用希望者は、反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思がないことを誓約した者に限ります。

## 8. 事故・苦情等の処理

ロゴマークの使用、又はこれを使用した施策、活動等に関して、又はその過程において、事故・苦情等が発生した場合は、使用者が自己の責任において対応し解決してください。ロゴマークの使用等に起因する使用者または他人の損害、損失、第三者との紛争等について、事務局及びIPAは一切関知せず、また一切の責任を負いません。

## 9. 事業者と個人情報の利用目的等

(1) IPAは、取得した事業者情報および個人情報を、ロゴマークの使用申し込みの確認、過去の申請履歴の確認、本規約に定められた条項の履行、利用者の管理、利用者による本規約の履行状況の確認、これらのための連絡に使用します。また SECURITY ACTION 制度及びIPAが実施する施策の普及、アンケートやインタビューの依頼のために使用します。

(2) その他IPAが取得した個人情報に関しては、IPAの「個人情報保護について」(<https://www.ipa.go.jp/privacy/index.html>)を参照してください。

## 10. 規約等の改訂

(1) 本規約は、今後必要に応じて、事前の通知なく改訂される場合があります。その場合、改訂後の内容は、それがウェブ上で閲覧可能となった時点から各使用者に有効に適用されるものとします。

(2) ロゴマークは、事業者全般における情報セキュリティ対策の普及・浸透の深化等社会情勢の変化に応じて、将来、合理的な周知期間を置いて変更或いはグレードアップ等する可能性があります。その場合、現行のロゴマークの取扱い等については事務局の指示に従って下さい。

以上